

# 九州シンクロトロン光研究センター 利用料金の改定について

令和元年(2019年)10月1日から適用

(単位:円)

施設の種類		利用単位	現行利用料金 (8%税込)	新利用料金 (10%税込)
県有ビームライン(一般)		1本・1日当たり	205,700	209,500
県有ビームライン(一般:県内企業)			102,800	104,700
県有ビームライン(公共等)			92,500	94,200
探索先導利用(F・Rタイプ)			9,200	9,400
先端創生利用(短期・長期タイプ)			9,200	9,400
他機関ビームライン(ビームポート)(一般)		1か所・1年当たり	12,342,800	12,571,400
他機関ビームライン(ビームポート)(公共等)			6,788,500	6,914,200
他機関ビームライン(電気料)		子メーターにより計測した月毎の電気使用量		
実験ホール		1㎡・1月当たり	250	260
研究室		1部屋・1月当たり	29,200	29,700
実験準備室	1~3		33,800	34,400
	4~9		40,400	41,100
	10		38,400	39,100
実験準備室 分電盤(電気料)		子メーターにより計測した月毎の電気使用量		
会議室	1	9:00~12:00	1,400	1,400
		13:00~17:00	1,900	1,900
	2	9:00~17:00	3,300	3,300
		9:00~12:00	1,200	1,200
		13:00~17:00	1,600	1,600
		9:00~17:00	2,800	2,800
セミナー室	全室 (A+B)	9:00~12:00	6,600	6,700
		13:00~17:00	8,800	9,000
		9:00~17:00	15,400	15,700
	A	9:00~12:00	4,100	4,100
		13:00~17:00	5,500	5,600
		9:00~17:00	9,600	9,700
	B	9:00~12:00	2,500	2,600
		13:00~17:00	3,300	3,400
		9:00~17:00	5,800	6,000
宿泊室	1泊当たり		2,000	2,000
	月単位の利用		40,000	40,000

(注)

1 他機関ビームライン(ビームポート)について、年度の中で利用を開始又は廃止する場合、その年度の利用料は月割計算による。その場合に、1月未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。なお、利用承認から当該ビームライン利用開始までの期間については、他機関ビームライン(ビームポート)利用料を徴しない。

2 実験ホールについては、実占有面積に応じ利用料を算定することとし、利用面積に端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。ただし、他機関ビームライン設置に伴う実験ホール占有面積は、当該ビームラインの実延長(蓄積リング室遮蔽壁外面からビームライン末端までの延長距離とし、1m未満の端数は切り上げる。)に5mを乗じた面積を占有面積と見なす。

3 実験ホール、研究室及び実験準備室について、月の中で利用を開始又は終了する場合、その月の利用料は日割計算による。その場合に、算定した額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

4 会議室及びセミナー室について、当初承認された時間帯を延長して利用する場合又は特に承認を受けて設定のない時間帯に利用する場合は、会議室にあっては500円、セミナー室にあっては、全室(A+B)2,200円、A室1,400円、B室900円に利用時間(時)数を乗じて得た額を利用料とする。この場合、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分未満であれば切り捨て、30分以上であれば切り上げる。

5 他機関ビームライン及び実験準備室分電盤の子メーターは利用者が設置すること。